

第10回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年4月14日午後1時10分から午後3時40分まで

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小林邦一, 小林照幸, 菅生喜美, 中山隆夫 [委員長], 菱山晋一, 宮下敏子, 室井和弘

(50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官, 吉川健治裁判官, 太田雅己刑事首席書記官, 船坂明弘刑事次席書記官, 三角正和事務局長, 篠原輝美事務局次長

4 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

(2) 小林照幸委員の紹介 (委員長)

(3) 裁判員制度全国フォーラム in 長野の結果と分析 (委員長)

(全国フォーラムの調査結果の特徴, 全国と長野との比較, 職種別の傾向等)

[別添1の資料により説明]

アンケートは, どの程度回収できたのか。また, 学生のサンプルはあったのか。 (菱山委員)

長野ではトータル225人から回収し, うち学生のサンプルは6人であった。 (委員長)

サンプルは, どのようにして選択したのか。 (小林(邦)委員)

選択はしていない。全国どこでもそうであるが, アンケートは来場者全員に渡して, 任意で記入していただいている。ただ, 長野については, いささ

か結果が全国とかけ離れているように思われるので、それを基に広報戦略を立てるのは難しいと考える。したがって、結果については、全国平均と対比するのがベターであると思われる。（委員長）

裁判員制度の導入に当たっては、積極的に会社経営者の理解を得る必要がある。

先般、長野地検を検事総長が訪問された際に話を聞いたところ、経団連の方々と対談してもなかなか話を聞いてくれなかったが、裁判員裁判対象事件が年間に3000件あって、1件につき50人ずつ候補者が必要であるとすると、1000人規模の会社で年間に2人、経団連に所属するような2万人とか3万人規模の会社では年間に40人から60人が裁判所に呼ばれることになり、一部のラインがストップする可能性があるというような話をしたところ、興味深く聞き入るようになったとのことである。具体的な数字を示して理解してもらう必要があると感じられたようである。

また、学校の先生に対しても重点的に広報を進める必要があり、生徒からその両親あるいは祖父母へと、制度への理解が展開していくものと考えている。（委員長）

企業については、ISO1400を取得しているのが当たり前となり、その旨を看板に掲げている状況であることから、今後は、裁判員制度に協力していることを看板等に掲げられるかがポイントであると思う。会社案内にも裁判員制度に協力していることを示すことが、企業のイメージアップにもつながると思われる。例えば、「SBC（TV局名）は平成21年に始まる裁判員制度に協力しています。」と掲げることにより、地域の人々が考えるきっかけとなる流れを作れるものと考えている。さらに、SBCの名刺にそのようなロゴを入れることにより、社会の一員としての責任も大きく伸び、地域社会の発展にもつながるものと思われる。（小林（照）委員）

社会の構成員として負うべき義務であると、積極的に受け止めている。た

だ、そのような流れを作り出すには、まずは経営者レベルから押し上げていくことが必要であるが、企業としては付加価値も考えなければならない。

また、メディアとしては、より良い制度になるためにはどういう部分の改善が必要かを指摘するのも役目であり、その一方で裁判員制度に対する広報も行わなければならないが、その両方のバランスが取ればよいと思う。

(菱山委員)

(4) 裁判員制度PR看板の長野地裁本庁への設置について(委員長)

[別添2の資料により説明]

ア 道路側について

さっと見て、さっと内容が分かる印象を持つものが良いと思われる。係案としてAプランからCプランまでを考えているが、委員の方々の意見をお伺いしたい。なお、検察庁では、既に立て看板を設置している。(委員長)

別添2のいずれのデザインでも良いと思われる。特に、絵が入っていることが、さっと見て理解するのに役立つのだと思う。中では、冒頭のデザインが良いと思う。(宮下委員)

実施年度の表示は、西暦の方が良いと思われる。(小林(照)委員)

「いつから始まるかということ」と「裁判員制度」がキーワードになると思うから、私も西暦で表示した方が良いと思う。

看板というものは、じっくりと読むものではなく、ぱっと見るものであることから、冒頭のデザインでは実施年度の表示が小さいので、BプランかCプランが良いと思われる。(小林(邦)委員)

マスコットの雷鳥が言葉を発しているようなデザインにしたらどうか。

(小林(照)委員)

私も、小林(照)委員と同意見である。ただ、見やすさとしては、冒頭のデザインが良いと思う。(菅生委員)

Aプランのデザインは、従前から使用しているもので代わり映えがしない

し、字数が多いところも欠点であると考える。

また、マスコットの雷鳥が小さすぎるというのも一理ある。実は、マスコットには、まだ愛称がないので、是非ともこの地裁委員会で命名していただけたらと考える。 (委員長)

「私の視点 私の感覚 私の言葉で参加します」のフレーズを一つのポイントにするべきではないか。 (菅生委員)

それを強調しすぎると何の宣伝なのかが分からず、裁判员制度ということが分かりづらいかもしれない。 (委員長)

宣伝のタイミングがあると思う。始まる直前の段階では、制度のイメージや具体的な内容を知らせる必要があるが、その前の段階では、裁判员制度が始まるという言葉そのものに馴染んでもらえればよい。それぞれ段階を経る必要がある。現時点では、裁判员制度が始まるということは強く押し出さなければならぬと思う。

その意味では、Bプランのデザインはイメージが分かりやすく、また、雷鳥が柔らかいイメージを与えている。Cプランでは分かりにくいので、言葉を減らしてBプランからスタートして、イメージを強く押し出すのが良いのではないか。 (菱山委員)

裁判所のホームページのアドレスを入れておくべきではないか。

(小林(照)委員)

制度が誕生するということと、絵だけでよいのではないかと考える。

(室井委員)

イ 玄関前について

最近のテレビドラマはアニメを原作とするものが多く、また、今の世代の人たちは言葉に映像を絡めて育ってきている。そういった意味では、縦長の看板では大変かと思うが、字数を減らしてイメージを植え付けることが大事であると思う。 (菱山委員)

キーワードである「誕生」と「スタート」がダブっている。

(小林(照)委員)

「長野地方・家庭裁判所」と表示したのでは、分かりにくいので、「長野地方裁判所・長野家庭裁判所」と表示した方が良いのではないか。

(菱山委員)

(5) 裁判員制度に関連する事項について

ア 公判前整理手続

長野地裁本庁では、既に公判前整理手続が2回行われている。この制度に関する広報活動も、制度に対する理解を深めることを主眼として、積極的に行うべきである。具体的な事実の積み重ねが説得力のあるものを作り出していく。公判前整理手続の導入により、東京地裁では、1か月間で判決にまで至っている例があると聞いている。

(菱山委員)

そのような形で制度が定着するとありがたい。

(委員長)

これまでの布石から斟酌しなさいというような形で、下駄を全部メディア側に預けるのではなく、せっかくのチャンスであるので、なぜそのような制度ができたのかをきちんとアナウンスしていく必要があると考える。

(菱山委員)

記者には、いつでも説明をすると話している。公判前整理手続を経ることにより公判手続の進行が早まる一方、裁判官が予断を持つ危惧もあるということから、見直しをすべきとの意見もあることも承知している。

(委員長)

裁判所、検察庁あるいは弁護士会の感想を聞けるといいのではないか。

(菱山委員)

検察官や弁護人が感想を述べることは可能である。これに対し、裁判官が感想を述べてしまうと、控訴の際に、感想と控訴理由とが結びつけられて、判決以外の部分で不満が出てくることになるので問題があると考えている。

(委員長)

長野地家裁所長に対する取材は可能であるということか。 (菱山委員)

可能である。 (委員長)

公判前整理前手続については、その期日が指定されていないと情報の流し方がないが、期日が指定され、関係者に告知された後は、ある程度の情報は提供している。 (事務局総務課長)

被告人あるいは被害者が期日を知らないうちに報道されるのはおかしいことで、双方に期日が伝わってからオープンにすべきものと考えており、現に長野地裁の扱いはそのようにしている。 (委員長)

審理期間を短くすることが目的となっている手続であるから、広報するチャンスである。 (菱山委員)

マスコミは、手続が非公開であるために情報を収集したい気持ちは良く分かる。確かに、公開で行う手続であればPRの必要性もないが、非公開の手続なので、制度を結果論で見せるしかないという限界もある。

(室井委員)

公判前整理手続の期日で、どこの段階まで行ったのかオープンにしているのか。 (菱山委員)

していない。オープンにすれば、裁判員制度が始まった後は、裁判員の方々が予断を抱いて来庁することになりかねない。本来は証拠を見て判断しなければならないのに、法廷外で行われた報道等によって結論が決まることになってしまう。公判前整理手続は、計画的審理を行うために審理のスケジュールを確定させ、裁判員の方々に無理のない範囲で出頭していただくことを目的とする手続である。 (委員長)

どのようなことをやっているのかを伝えたいというのが、マスコミの本音である。 (菱山委員)

検察庁及び弁護士会がどこまで情報を開示するかは、それぞれの見識によって分かれるものと思われる。 (委員長)

イ その他

育児休暇に限らず，SBCのような大企業が裁判員になった方のための休暇の制度を認めれば，追随するところが増えてくるものと思われる。今後，裁判所と経団連との結び付きが強くなると良いのではないか。（菅生委員）

有給休暇を制度化する話は出ている。（委員長）

制度が始まって，10年を経ても，選ばれない人も出てくるのではないか。

（小林（照）委員）

現在は裁判員であることを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定されているだけなので，介護の問題等を始めとして，もう少し考えていかなければならない事項が多いと考えている。（委員長）

(6) 長野地裁管内における裁判員裁判の実施庁（検討）について（委員長）

（人的及び物的両面からの状況等の説明）

[別添3の資料により説明]

裁判員裁判の実施庁については，全国的には本庁とするところが多いが，長野地裁管内における地理的な問題を考慮した場合，松本支部も実施庁にできないか考えている。（委員長）

全国的な傾向としては，長野県と同様に南北の問題を抱えているところは少ないと思われる。（菱山委員）

過疎地や離島等の問題もあると思われるが，東京はどうであるのか。

（小林（照）委員）

東京では，八王子支部でも実施するようである。また，茨城県では，土浦支部での実施は困難であるということで，水戸地裁本庁のみでの実施を考えているようである。長野県においては，長野と松本とを比較した場合，これまでの歴史や文化が違っているし，抱える人口あるいは弁護士の数等はおむね等しいといった状況にある。加えて，アクセスの問題を考えれば，飯田から長野に来ることは非常に困難である。

司法支援センターについても，松本に地域事務所を開設することで話が進められている。

本日欠席の武田芳彦委員も，当面の問題として現実的には致し方ないとの御意見であった。裁判所としても，人的及び物的な充実が必要であると考えている。 (委員長)

(7) 裁判員制度広報活動報告(総務課長)[別添4の資料により説明]

5 次回期日

未定

(注)

は，委員の発言内容

は，委員会において確認した事項